

自動貸越サービス取引規定（インターネット支店用）

スルガ銀行株式会社（以下、「当社」という。）を行う自動貸越サービス取引（以下、「この取引」という。）は、この取引規定の定めるところによります。

1. 契約の成立

- (1) この取引の契約は、当社所定の方法により申し込み、当社が審査を行い、当社および附則 1 に定める当社所定の保証会社（以下、「保証会社」という。）が適当と認めて、当社が契約応諾通知書を発送することにより成立します。
- (2) この取引は、4.に定める貸越極度額が 500 万円までの取引が対象であり、貸付極度額が 500 万円を超えるときは、当社の同種の他の商品への切り替えをさせていただきます。当該他の商品への切り替えは、当社所定の手続きにより行います。

2. 取引方法

- (1) この取引は、当社本支店のうちいずれか 1 か店のみで開設することができます。
- (2) この取引における当座勘定（以下、「この当座勘定」という。）の取引は、次の各号の取引とし、小切手、手形の振出、または引受けはしません。
 - ① 預金口座のキャッシュカードにより当社所定の ATM 機を利用した当座勘定の入出金取引。
 - ② 預金口座のキャッシュカードにより当社以外の他行等の ATM 機を利用した際に、預金口座の普通預金残高（総合口座取引規定による当座貸越の残高が限度額に達しているときも含みます。）を超える払戻しの請求をしたときの取引。
 - ③ 3.による自動融資。
- (3) この取引における当座貸越借入れは、(2)の取引により発生します。
- (4) この当座勘定への入金、直ちに資金化できるもの（通貨、または他預金からの振替など）に限ります。

3. 自動融資

預金口座が、口座振替出金等のため資金不足となったとき、その不足相当額をこの当座勘定から自動的に出金します。これを自動融資といいます。ただし、預金口座の資金不足が、7.、8.の返済によるときを除きます。自動融資によりこの当座勘定から出金するときには、当社所定の請求書の提出は不要とします。

4. 貸越極度額

- (1) 貸越極度額は、契約応諾通知書記載の金額のとおりとします。ただし、貸越極度額の上限は 500 万円とします。
- (2) 当社が契約応諾通知書で通知した貸越極度額は、当社が所定の審査のうえ適当と認めるときには増額できます。ただし、お客さまが増額を希望しないときには増額を中止できます。
- (3) お客さまは当社所定の方法により貸越極度額の増額申込をすることができます。当社が所定の審査のうえ適当と認めるときには貸越極度額を増額できます。

5. 取引期間

- (1) お客さまがこの取引に基づき当座貸越借入れを受けられる期間（以下、「取引期間」という。）は、契約成立日からその 1 年後の応当月の末日までとします。ただし、期間満了日までに当社またはお客さまから期限を延長しない旨の申出がないときには、取引期間は更に 1 年間延長され、以降も同様とします。

- (2)当社が(1)の期間延長に関する審査等のため、お客さまに資料の提供または報告を求めたときには、直ちにこれに応じていただきます。なお、財産、収入等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当社からの請求がなくても直ちに報告してください。
- (3)当事者の一方から、期間満了日の前日までに、期間を延長しない旨の申出がなされたときは、次のとおりとします。
- ① 期間満了日の翌日以降この取引による当座貸越は行いません。
 - ② 貸越元利金はこの取引規定の各条項に従い返済し、貸越元利金が完済された日にこの取引は当然に解約されます。
 - ③ 期間満了日に貸越元利金がないときは、期間満了日にこの取引は当然に解約されます。

6.貸越金利息等

- (1)貸越金の利息（保証料を含む）は、付利単位を 1,000 円以上 100 円とし、毎月 1 日（銀行休業日のときは翌営業日）に当社所定の利率または当社が特にお客さまに対して適用する利率によって計算します。利息の計算は、平年うるう年に関係なく、毎日の貸越最終残高の合計額×利率／365 の算式により行います。
- (2)利息は 7.による定例返済に含めて支払います。ただし、前月 10 日現在の当座貸越残高が無いときであっても、未収利息が発生しているときには、7.で定める定例返済日に、(1)で定めた算式により計算された利息のみを支払うこととします。
- (3)貸越利率は、当社の定める基準利率を基準として、基準利率の変更に伴って、引き上げ、または引き下げることがあります。
- (4)金融情勢の変化その他相当の事由があるときには、当社は、当社所定の利率を一般に行なわれる程度のものに変更します。
- (5)当社に対する債務を履行しなかったときの損害金は、19.5%（年 365 日の日割計算）とします。

7.定例返済

- (1)お客さまは、毎月 1 日（銀行休業日のときは翌営業日。以下、「定例返済日」という。）に前月 10 日（銀行休業日のときは翌営業日、また期間満了後のときは期間満了日）現在の当座貸越残高に応じて、次のとおり返済します。

ご利用残高	約定返済金額
1万円未満	前月 10 日現在のご利用残高+約定返済日 前日までの利息・遅延損害金
1万円以上50万円以下	1万円
50万円超100万円以下	2万円
100万円超200万円以下	3万円
200万円超300万円以下	4万円
300万円超400万円以下	5万円
400万円超500万円以下	6万円

- (2)前月 11 日以降定例返済日前日までの間に随時弁済したことによって、定例返済日前日の当座貸越残高が(1)に定める返済金額未満となったときには、(1)の規定にかかわらず、お客さまは定例返済日前日現在における当座貸越残高の全額、および利息・遅延損害金を返済します。
- (3)利息・遅延損害金の合計額が(1)に定める返済金額を超過するときは、利息・遅延損害金の合計額を返済額とします。

(4)定例返済金の充当の順序は、①遅延損害金、②利息、③元本とします。

8.自動引落とし

7.による返済は、自動引落としの方法によります。お客さまは、毎月定例返済日までに、預金口座に返済金相当額を入金し、当社は、定例返済日に小切手または通帳および請求書なしで引落としのうえ、返済にあてます。また、万一入金が遅延したときには、入金後いつでも当社は同様の処理を行います。ただし、預金口座の残高が返済金相当額に満たないときには、当社はその一部の返済にあてる取り扱いを行いません。

9.随時返済

- (1)7.による定例返済のほか随時に 100 円単位で任意の金額を返済できます。
- (2)随時返済は、8.の自動引落としによらず ATM 機または当社営業店窓口において行います。
- (3)(2)の随時返済の返済金額は当座貸越借入金の範囲内といたします。
- (4)当座貸越借入金について定例返済が遅延しているときは、当座貸越勘定への随時返済は行えません。ただし遅延金合計額を「預金口座」へ入金し、当社が 8.により自動引き落としの処理を終了した後については前各項によりお取り扱いします。

10.期限の利益の喪失

(1)お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じたときには、お客さまは当社から通知催告等がなくてもこの取引によるいっさいの債務について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を弁済していただきます。

- ① 7.および 8.に定める返済金の支払を遅延し、1 か月後の返済日になっても支払わないとき。
- ② 支払の停止または、破産・民事再生手続開始の申立てがあったとき。
- ③ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ④ 預金その他の当社に対する債権について仮差押えまたは、差押えの命令、通知が發送されたとき。
- ⑤ 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によって、当社においてお客さまの所在が不明となったとき。
- ⑥ 相続の開始があったとき。

(2)次の各号のときには、当社の請求によってこの取引によるいっさいの債務は、期限の利益を失い、お客さまには直ちに債務を弁済していただきます。

- ① 当社に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
- ② この取引規定の一つでも違反したとき。
- ③ この取引に関し当社に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
- ④ 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

11.貸越の中止

(1)6.の利息の支払いおよび、7.に定める返済が遅延しているとき、または、10.によりこの取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失ったときには、新たな貸越借入れを受けることができません。

(2)(1)のほか金融情勢の変化、債権保全その他相当の事由があるときは、当社はいつでも利用限度額を減額、あるいは新たな貸越を中止することができます。

(3)前項により利用限度額の減額、あるいは新たな貸越の中止を行った後、当該事由が解消されたことが認められたときは、利用限度額を増額し、また、新たな貸越中止の解除をすることができます。

12.解約

- (1)お客さまは、いつでもこの取引を解約することができます。このとき、お客さまは、当社所定の方法により通知し、直ちにこの取引による債務を全額弁済していただきます。
- (2)10.各号の事由があるときは、当社はいつでもこの取引を解約することができます。
- (3)(2)によりこの取引が解約されたときは、お客さまには、この取引による債務を直ちに全額弁済していただきます。

13.当社からの相殺

- (1)お客さまがこの取引による債務を履行しなければならないときには、当社は、貸越元利金等と預金その他当社の負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも書面により相殺することができます。
- (2)(1)によって相殺をするとき、債権債務の利息および損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

14.お客さまの相殺

- (1)お客さまは、支払期にある預金その他当社に対する債権とこの取引による債務とを、その債務の支払期が未到来であっても、相殺することができます。
- (2)(1)により相殺するときには、書面によって通知し、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに当社に提出してください。
- (3)(1)によって相殺したときにおける債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を当社の計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによります。

15.占有物の処分

お客さまがこの取引による債務を履行しなかったときには、当社は、占有しているお客さまの動産、手形その他の有価証券（混蔵寄託による共有持分を含む）を、かならずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により取立てまたは処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の返済に充当します。

16.債務の返済等にあてる順序

- (1)お客さまにこの取引による債務のほかに当社に対する他の債務があるときに、当社から相殺するときは、当社は、債権保全上等の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定することができ、お客さまは、その指定に対しては異議を述べることはできません。
- (2)お客さまは、この取引による債務のほかに当社に対する他の債務があるときに、債務の返済または相殺をするときは、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- (3)お客さまの上記指定がなかったときは、当社がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができ、その指定に対しては異議を述べることはできません。
- (4)お客さまの上記指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当社は、遅滞なく異議を述べ、保全・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- (5)上記によって当社が指定する債務については、その期限が到来したものとみなします。

17.危険負担、免責条項等

- (1)当社に差し入れた約定書等が事変、災害等やむを得ない事情によって紛失・滅失または損傷したと

きには、当社の請求により代り証書等を差し入れていただきます。

- (2) この取引において貸越金支払請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または暗証)について、当社が、届出の印鑑(または暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

18.届出事項の変更

- (1) 氏名、住所、印章、電話番号、勤務先その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の届出用紙または当社が適当と認める方法により届出てください。
- (2) 前項の届出を怠ったため、当社に最後に届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送したときには、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

19.報告および調査

- (1) 当社が債権保全上必要と認めて請求したときには、お客さまの信用状態について直ちに報告し、または調査に必要な便益を提供していただきます。
- (2) お客さまは、自己の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当社から請求がなくても遅滞なく当社に報告してください。
- (3) 債権保全等の理由で当社が必要と認めたとき、お客さまは、当社がお客さまの住民票の写し、戸籍謄本、戸籍の附票の写し等を取得することがあることを承認します。

20.取引規定の変更

- (1) この取引規定を変更するときは、銀行のホームページにおける公表、またはその他相当の方法で告知します。
- (2) 前項の公表または告知後にキャッシュカードを利用したときには、お客さまは変更事項または新自動貸越サービス契約規定をご利用前に承諾しているものとみなします。

21.合意管轄

この取引に関して訴訟の必要が生じたときには、当社の本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

22.成年後見人等の届出

- (1) お客さまについて家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに書面によりその旨を当社に届出します。
- (2) お客さまについて家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされたときには、直ちに書面によりその旨を当社に届出します。
- (3) お客さまについて、すでに補助・保佐・後見の開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がなされているときにも、前2項と同様に、直ちに書面により当社に届出します。
- (4) 前3項の届出内容に変更または取消が生じたときにも同様に、直ちに書面により当社に届出します。
- (5) 前4項の届出を怠ったために生じた損害については、当社は責任を負いません。

23.個人情報の取り扱いに関する同意

お客さまは、別途定めのある「個人情報の取り扱いに関する同意書」の内容に同意します。

24.反社会的勢力の排除

- (1) お客さまは、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団

準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2)お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- ①暴力的な要求行為。
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
- ⑤その他前各号に準ずる行為。

(3)お客さまが、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して当社に虚偽の申告をしたことが判明し、お客さまとの取引を継続することが不適切であると当社が判断した場合には、当社からの請求によってお客さまは当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。また当社は、お客さまに通知することなく一切の取引を停止し、お客さまに通知のうえで本契約を含む一切の契約等を解約できるものとします。

(4)前項の規定により、お客さまに損害が生じた場合にも、当社になんらの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負います。

(5)第3項および第4項の規定により、債務が完済されたときに、本規定は失効するものとします。

25.電子媒体利用に関する同意

(1)お客さまは、適用法令(法律、政令、省令、ガイドライン、およびそれらの改正を含む。)により認められる最大限の範囲において、当該適用法令の書面の交付を要求する条項に規定された書面の交付および通知その他の当社および保証会社の行為が、電子媒体を利用して提供されることに同意します。

(2)当社および保証会社が行うお客さまへの書面交付および通知その他の行為は、お客さまが本契約の際に当社および保証会社へ提出したeメールアドレス(変更したときを含む。)に当社および保証会社が送信したときに有効に完了します。当社および保証会社は、当該書面交付および通知その他の行為が、お客さまの行為に起因して第三者に送付されたときでも、それについての一切の責任を負いません。

(3)お客さまは、いつでも当社および保証会社宛に当社および保証会社所定の方法で申し出るにより、電子媒体を利用しない方法で当該書面交付および通知その他の行為を受けることを選択できま

す。

附則 1

1. 当社所定の保証会社は、次のなかから当社が選択することとし、決定した保証会社については、当社が送付する契約応諾通知書によってお知らせいたします。

スルガ・キャピタル株式会社

(上記の他、保証会社が追加されることがあります。)

以 上

(2017年7月現在)